

報 告 書

平成29年5月31日

公認心理師カリキュラム等検討会

目 次

〔１〕公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方について	１
〔２〕「公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方」を踏まえたカリキュラムの到達目標	５
〔３〕大学及び大学院における必要な科目の考え方について	９
〔４〕大学及び大学院における必要な科目	１２
〔５〕法第７条第２号に係る実務経験について	２１
〔６〕受験資格の特例において規定する科目について	２２
〔７〕法附則第２条第２項に定める者（いわゆる現任者）について	２７
〔８〕公認心理師試験について	３０
〔９〕公認心理師法における「その他その者に準ずるもの」について	３１
参考１ 検討経緯	３２
参考２ 公認心理師法概要	３３
参考３ 公認心理師の資格取得方法について	３４
参考４ 公認心理師カリキュラム等検討会開催要綱	３５
参考５ 公認心理師カリキュラム等検討会構成員名簿	３６
参考６ 公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム開催要綱	３７
参考７ 公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム構成員名簿	３８

〔１〕公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方について

１．カリキュラム等の検討に対する考え方について

- 公認心理師の資格を得たときの姿を踏まえた上で、カリキュラムを考えていくことが重要である（Outcome-based education；卒業時到達目標から、それを達成するようにカリキュラムを含む教育全体をデザイン、作成、文書化する教育法）。その考えの下で、公認心理師に求められる役割、知識及び技術について整理する。
- 公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 2 条における公認心理師が業として行う行為（※）について、適切に実践できる能力を養成すること。

（※）法第 2 条における公認心理師が業として行う行為

- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
- ② 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

２．公認心理師に求められる役割、知識及び技術について

＜活動する分野を問わず求められるもの＞

- 国民の心の健康の保持増進に寄与する公認心理師としての職責を自覚すること。
- 守秘義務等の義務及び倫理を遵守すること。また、心理に関する支援が必要な者に対し支援を行う関係者の間で、当該支援に必要な情報共有を行うこと。
- 心理に関する支援が必要な者等との良好な人間関係を築くためのコミュニケーションを行うこと。また、対象者の心理に関する課題を理解し、本人や周囲に対して、有益なフィードバックを行うこと。そのために、さまざまな心理療法の理論と技法についてバランスよく学び、実施のための基本的な態度を身につけていること。
- 心理学、医学等の知識及び心理に関する技術を身につけ、さまざまな職種と協働しながら支援等を主体的に実践すること。
- 公認心理師の資格取得後も自ら研鑽を継続して積むことができること。
- 心理状態の観察・分析等の内容について、適切に記録ができること及び

必要に応じて関係者に説明ができること。

- 地域社会の動向を踏まえ、公認心理師が社会から求められる役割を自覚して、業務を行うこと。
- 災害や事件・事故等緊急時にも公認心理師としての役割を果たすことができること。
- 身体疾患や精神疾患、又はその双方が疑われる者について、必要に応じて医師への紹介等の対応ができること。

＜特定の分野において求められるもの（例）＞

- 医療分野においては、心理検査や心理療法（集団療法、認知行動療法等を含む。）等、心理職の立場からの技術提供が求められる。また、職種間でのコミュニケーションのためにも一定程度の医学知識が必要である。
- 保健分野においては、乳幼児健診等の母子保健事業における母性や乳幼児への心理に関する援助、認知症が疑われる高齢者への支援等、幅広い技能が求められる。
- 教育分野においては、スクールカウンセラー等として、幼児児童生徒、保護者及び教職員に対する相談・援助等を行うことにより、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止、早期発見、事後対応、発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する心理検査や支援、学校への助言等の必要な対応等を行うことが求められる。また、幼児児童生徒、保護者及び教職員に対して、心の健康に関する教育及び情報提供を行う。大学等に在籍する学生、保護者及び教職員についても、同様に必要な対応を行う。さらに、組織全体への助言も行う。
- 福祉分野のうち、児童福祉施設（障害児施設・保育所を含む。）等においては、子どもの発達に関する知識や各種心理検査等の技術をもって、子どもの状態、家族像、今の問題点等を包括的に理解・評価することが求められる。特に、児童相談所においては、子ども虐待問題に対する十分な理解と、ニーズのない当事者とも“子どもの安全”という視点を中心に、幅広く関係を構築する能力が求められる。また、障害者や認知症を有する高齢者等に対して、心理に関する支援を行うことが求められる。
- 司法・犯罪分野においては、犯罪や非行をした者について、犯罪や非行に至る原因や心理の分析、再犯・再非行のリスク評価、矯正・更生のための指導・助言、処遇プログラムの提供等を行う。その際には、当事者が必ずしも援助を求めているという状況で信頼関係を築く必要がある。また、家庭内紛争など対立関係のある問題における当事者や子どもへの中立的な立場での関与も必要である。面接や心理検査、認知行動療法等を中心に行う。さらに、当事者のみならず、当事者の身元引受人や更生に不可欠な関係者に対する助言・支援、犯罪被害者等に対する相談

援助、犯罪や非行の防止に関する地域社会への情報提供等も行うことが求められる。

- 産業・労働分野においては、労働者に対する相談援助や研修等を行う。また、メンタルヘルス対策の活動を行うことで労働環境の改善や労働者のパフォーマンスの向上に役立てる。

3. カリキュラム等の検討に当たっての留意点

公認心理師のカリキュラム等の内容については、以下のことに留意して検討を行った。

- カリキュラムは、公認心理師としての業務を行うに当たり、適切な知識及び技能を身につけられる水準の内容とすること。また、国家試験は、その知識及び技能を確認するものであること。
- カリキュラム及び国家試験の内容については、公認心理師になろうとする者が主体的に学び経験を積めるような観点も踏まえること。
- カリキュラムは目標・方法・評価からなることを踏まえ、評価の方法についても検討すること。
- 守秘義務や職業倫理については十分な理解が必要であること。
- 保健医療の分野だけでなく、教育、福祉、司法・犯罪、産業・労働等の分野にあっても、必要な際に保健機関や医療機関への連携が必要なことを踏まえ、一定程度の医学知識（精神医学を含む。）を備えておく必要があること。また、医学を学ぶ前提として身につけるべき基本的な知識の内容についても検討すること。
- 保健分野と医療分野では実施するサービス内容や持つべき視点が一部異なっていること。
- 公認心理師として活動する分野を問わず、他の分野と連携すべき機会があることから、保健医療、教育、福祉、司法・犯罪、産業・労働等、公認心理師が活動すると想定される主な分野に係る関係法規や制度等が一定程度網羅される必要があること。特に、教育分野においては、学校等と密に連携した公認心理師の活動が想定されるため、単なる関係法規や制度等に加えて、学校教育に関する知識が一定程度必要であること。
- 実践から学ぶ心理学が重要であり、実践から学ぶことができるような心理学の知識を備える必要があること。また、公認心理師が業として行う行為の内容を踏まえると、実習にも力を注ぐべきであること。その際、大学院では、実習で学ぶことを形にするために必要となる理論もバランスよく学ぶ必要があること。
- 大学教育において、知識の習得だけでなく、問題解決を行う手法も加えるべきであること。
- 平成 27 年 9 月 2 日衆議院文部科学委員会「心理専門職の活用の促進に関する件」及び平成 27 年 9 月 8 日参議院文教科学委員会「公認心理師

法案に対する附帯決議」(以下「附帯決議」という。)において、法第7条第1号の大学卒業及び大学院課程修了者が受験資格の基本とされていることを踏まえ、まず大学、大学院のカリキュラムを検討の上、大学院課程修了者と同等以上の知識・経験を有することとなるよう、同条第2号の実務経験の内容を検討すること。

- 実習・演習の内容については、将来チームワークでの業務を求められる機会が多い現状も踏まえ、質量ともに充実したものとなるようにすること。併せて適切な指導体制についても検討すること。また、現在大学院内で行われている相談室でのケース担当実習等の内容も参考にすること。
- 大学卒業後の実務経験を行う施設における心理業務に関する適切な指導体制について検討すること。
- 支援を要する者に対して、心理に関する教育ができるような手法を身につけられるカリキュラムとすること。
- 受験資格の特例の検討に当たっては、既存の心理職に対し配慮すること。
- 国家試験の実施に当たっては、障害者差別解消法を踏まえた障害者への合理的配慮がなされるようにすること。
- 附帯決議を踏まえ、既存の心理専門職及びそれらの資格の関係者が培ってきた信用と実績を尊重し、心理に関する支援を要する者等に不安や混乱を生じさせないように配慮すること。
- 使用する用語の定義を明確にすること。

〔２〕「公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方」 を踏まえたカリキュラムの到達目標

公認心理師のカリキュラムの検討に当たっては、「公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方」にあるように、公認心理師の資格を得たときの姿を踏まえた上で、考えていくことが重要である（Outcome-based education；卒業時到達目標から、それを達成するようにカリキュラムを含む教育全体をデザイン、作成、文書化する教育法）。その考えの下で、大学及び大学院における公認心理師のカリキュラムの到達目標を以下のとおり整理する。

1. 公認心理師としての職責の自覚

- 1-1. 公認心理師の役割について理解する。
- 1-2. 公認心理師の法的義務を理解し、必要な倫理を身につける。
- 1-3. 心理に関する支援を要する者等の安全を最優先し、常にその者中心の立場に立つことができる。
- 1-4. 守秘義務及び情報共有の重要性を理解し、情報を適切に取扱うことができる。
- 1-5. 保健医療、福祉、教育その他の分野における公認心理師の具体的な業務の内容について説明できる。

2. 問題解決能力と生涯学習

- 2-1. 自分の力で課題を発見し、自己学習によってそれを解決するための能力を身につける。
- 2-2. 社会の変化を捉えながら、生涯にわたり自己研鑽を続ける意欲及び態度を身につける。

3. 多職種連携・地域連携

- 3-1. 多職種連携・地域連携による支援の意義について理解し、チームにおける公認心理師の役割について説明できる。
- 3-2. 実習において、支援を行う関係者の役割分担について理解し、チームの一員として参加できる。
- 3-3. 医療機関において「チーム医療」を体験する。

4. 心理学・臨床心理学の全体像

- 4-1. 心理学・臨床心理学の成り立ちについて概説できる。
- 4-2. 人の心の基本的な仕組み及び働きについて概説できる。

5. 心理学における研究

- 5-1. 心理学における実証的研究法について概説できる。
- 5-2. 心理学で用いられる統計手法について概説できる。
- 5-3. 統計に関する基礎的な内容について理解し、データを用いて実証的に考えることができる。

6. 心理学に関する実験

- 6-1. 実験の計画を立てることができる。
- 6-2. 実験データの収集及び処理を適切に行うことができる。
- 6-3. 実験の結果について適切な解釈ができ、報告書を作成することができる。

7. 知覚及び認知

- 7-1. 人の感覚・知覚等の機序及びその障害について概説できる。
- 7-2. 人の認知・思考等の機序及びその障害について概説できる。

8. 学習及び言語

- 8-1. 経験を通して人の行動が変化する過程を説明できる。
- 8-2. 言語の習得における機序について概説できる。

9. 感情及び人格

- 9-1. 感情に関する理論及び感情喚起の機序について概説できる。
- 9-2. 感情が行動に及ぼす影響について概説できる。
- 9-3. 人格の概念及び形成過程について概説できる。
- 9-4. 人格の類型、特性等について概説できる。

10. 脳・神経の働き

- 10-1. 脳神経系の構造及び機能について概説できる。
- 10-2. 記憶、感情等の生理学的反応の機序について概説できる。
- 10-3. 高次脳機能の障害及び必要な支援について説明できる。

11. 社会及び集団に関する心理学

- 11-1. 対人関係並びに集団における人の意識及び行動についての心の過程を説明できる。
- 11-2. 人の態度及び行動についてさまざまな理論を用いて説明できる。
- 11-3. 家族、集団及び文化が個人に及ぼす影響について概説できる。

12. 発達

- 12-1. 認知機能の発達及び感情・社会性の発達について概説できる。
- 12-2. 自己と他者の関係の在り方と心理的発達について説明できる。
- 12-3. 誕生から死に至るまで生涯における心身の発達及び各発達段階での特徴について説明できる。
- 12-4. 発達障害等非定型発達について基礎的な事項や考え方を概説できる。
- 12-5. 高齢者の心理社会的課題及び必要な支援について説明できる。

13. 障害者（児）の心理学

13-1. 身体障害、知的障害及び精神障害について概説できる。

13-2. 障害者（児）の心理社会的課題及び必要な支援について説明できる。

14. 心理状態の観察及び結果の分析

14-1. 心理的アセスメントに有用な情報（生育歴や家族の状況等）及びその把握の手法等について概説できる。

14-2. 心理に関する支援を要する者等に対して、関与しながらの観察について、その内容を概説することができ、行うことができる。

14-3. 心理検査の種類、成り立ち、特徴、意義及び限界について概説できる。

14-4. 心理検査の適応及び実施方法について説明でき、正しく実施し、検査結果を解釈することができる。

14-5. 生育歴等の情報、行動観察及び心理検査の結果等を統合させ、包括的に解釈を行うことができる。

14-6. 適切に記録、報告、振り返り等を行うことができる。

15. 心理に関する支援（相談、助言、指導その他の援助）

15-1. 代表的な心理療法並びにカウンセリングの歴史、概念、意義及び適応について概説できる。

15-2. 訪問による支援や地域支援の意義について概説できる。

15-3. 心理に関する支援を要する者の特性や状況に応じて適切な支援方法を選択・調整することができる。

15-4. 良好な人間関係を築くためのコミュニケーション能力を身につける。

15-5. 心理療法やカウンセリングの適用には限界があることを説明できる。

15-6. 心理に関する支援を要する者等のプライバシーに配慮できる。

16. 健康・医療に関する心理学

16-1. ストレスと心身の疾病の関係について概説できる。

16-2. 医療現場における心理社会的課題及び必要な支援方法について説明できる。

16-3. さまざまな保健活動において必要な心理に関する支援について説明できる。

16-4. 災害時等に必要な心理に関する支援について説明できる。

17. 福祉に関する心理学

17-1. 福祉現場において生じる問題及びその背景について説明できる。

17-2. 福祉現場における心理社会的課題及び必要な支援方法について説明できる。

17-3. 虐待、認知症に関する必要な支援方法について説明できる。

18. 教育に関する心理学

18-1. 教育現場において生じる問題及びその背景について説明できる。

18-2. 教育現場における心理社会的課題及び必要な支援方法について説明できる。

19. 司法・犯罪に関する心理学

19-1. 犯罪、非行、犯罪被害及び家事事件についての基本的事項を概説できる。

19-2. 司法・犯罪分野における問題に対して必要な心理に関する支援について説明できる。

20. 産業・組織に関する心理学

20-1. 職場における問題に対して必要な心理に関する支援及びその方法について説明できる。

20-2. 組織における人の行動について概説できる。

21. 人体の構造と機能及び疾病

21-1. 心身機能と身体構造及びさまざまな疾病や障害について概説できる。

21-2. 心理に関する支援が必要な主な疾病について概説できる。

22. 精神疾患とその治療

22-1. 代表的な精神疾患について成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援の観点から説明できる。

22-2. 向精神薬をはじめとする薬剤による心身の変化について概説できる。

22-3. どのような場合に医療機関への紹介が必要か説明できる。

23. 各分野の関係法規

23-1. 保健医療分野に関係のある法律、制度について概説できる。

23-2. 福祉分野に関係のある法律、制度について概説できる。

23-3. 教育分野に関係のある法律、制度について概説できる。

23-4. 司法・犯罪分野に関係のある法律、制度について概説できる。

23-5. 産業・労働分野に関係のある法律、制度について概説できる。

24. その他

24-1. 具体的な体験や支援活動を、心理に関する専門的知識及び技術として概念化・理論化し、体系立てることができる。

24-2. 実習を通して心理に関する支援を要する者等についての情報を収集し、課題を抽出・整理できる。

24-3. 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供ができる。

〔3〕大学及び大学院における必要な科目の考え方について

1. 大学における必要な科目について

ア 単位数等の規定

- ① 講義科目（大学設置基準で定める「講義及び演習」）については、法において単位数等を省令で定めることを規定しておらず、また、大学の自主性を尊重するため、省令で単位数等は定めない。ただし、必要な科目の検討に当たっては、1科目につき2単位以上履修することを想定した。
- ② 実習科目については、その実施を担保する観点から、時間数の下限を規定する。
※実習科目とは、心理に関する支援を要する者等に対して支援を実践すること及びその見学並びに前後の指導を含むもの。
- ③ 演習科目について、時間数は規定しない。ただし、2単位以上履修することを想定した。
※演習科目とは、心理に関する支援の実践に当たり模擬患者等を用いたロールプレイング等を実施するもの。大学設置基準で定める「実習及び演習」とは区別する。

イ 講義科目

- ① 講義科目については、「心理学基礎科目」と「心理学発展科目」に大別する。
- ② 心理学発展科目については、「基礎心理学」、「実践心理学」及び「心理学関連科目」に大別する。

ウ 実習科目

- ① 大学における実習については、担当教員及び実習施設における担当指導者（以下「指導者」という。）の下、心理に関する支援の実践ができることが望ましいが、実習施設の実情も踏まえ、各大学において具体的な実習施設及び実習内容の検討を行う。
- ② 実習施設については、大学卒業後に実務経験を経て試験の受験資格を取得することがあることを踏まえ、心理に関する支援の実態に対する理解を促す観点から、主要な5分野（保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働）に関する施設の見学を中心とした実習を行う。ただし、経過措置として法施行後当分の間は、医療機関（病院又は診療所）での実習を必須とし、医療機関以外の施設での実習については適宜行う。

2. 大学院における必要な科目について

ア 単位数等の規定

- ① 大学と同様に、科目については、法において単位数等を省令で定めることを規定しておらず、また、大学の自主性を尊重するため、省令で単位数等を定めない。ただし、必要な科目の検討に当たっては、1科目につき2単位以上履修することを想定した。実習科目についてはその実施を担保する観点から、その時間数の下限を規定する。

イ 科目について

- ① 「心理実践科目」と「実習科目」に大別する。
- ② 「心理実践科目」は、大学設置基準上の「講義及び演習」に該当する内容を想定するが、さまざまな事例について議論を行うといった演習を重点的に実施することが望ましい。

ウ 大学院における実習の内容

- ① 大学院においては、大学よりも質量ともに充実した実習が求められる。見学のみではなく、実際の事例を受け持った上で、現場の指導者とともに心理に関する支援の実践を行うことが望ましい。
- ② 学外の施設における実習については、少なくとも3分野以上の施設において実習を行うことが望ましい。ただし、医療機関（病院又は診療所）での実習を必須とする。一方で、医療機関以外の施設においては、実際に心理に関する支援を要する者等に対して支援の実践を行うことが困難である可能性があることを踏まえ、見学を中心とする実習も含まれる。
- ③ 大学若しくは大学院に設置されている心理相談室又は学外の施設において、支援を要する者等の担当ケースに関する実習を必ず行う。当該実習の時間数の下限を規定する。

3. その他

今後省令において公認心理師となるために必要な科目を定めることとなるが、大学や大学院において当該科目以外の学修を妨げるものではない。

(参考)大学及び大学院における実習及び演習の内容について

○ 実習の内容

以下の1.及び2.を指す。

1. 実習生が心理の支援を要する者及びその関係者に対して、実際に面接や検査を実施することを通じて、心理状態の観察及び分析並びに必要な支援(法第2条第1号から第3号までに規定する行為に相当するもの)を行う。

また、実習の担当教員や指導者が実習の前後に実習生に対して行う指導も実習時間に含める。なお、多職種を交えて支援の方針等を検討するケースカンファレンスも実習の一部に含める。

※心理に関する支援が必要な事例を自ら担当することが望ましい。

2. 指導者が、心理に関する支援を要する者に対して、実際に心理状態の観察及び支援等を行う際に、実習生が陪席する。また、他の実習生及び指導者が実際に支援等を担当する事例についての検討を行う。その前後に行う指導も実習時間に含める。

○ 演習の内容

面接及び心理検査等のロールプレイ並びに事例検討(実習における 1.及び 2.における事例ではないもの)。

〔４〕大学及び大学院における必要な科目

○大学における必要な科目

A. 心理学基礎科目

- ①公認心理師の職責
- ②心理学概論
- ③臨床心理学概論
- ④心理学研究法
- ⑤心理学統計法
- ⑥心理学実験

B. 心理学発展科目

(基礎心理学)

- ⑦知覚・認知心理学
- ⑧学習・言語心理学
- ⑨感情・人格心理学
- ⑩神経・生理心理学
- ⑪社会・集団・家族心理学
- ⑫発達心理学
- ⑬障害者(児)心理学
- ⑭心理的アセスメント
- ⑮心理学的支援法

(実践心理学)

- ⑯健康・医療心理学
- ⑰福祉心理学
- ⑱教育・学校心理学
- ⑲司法・犯罪心理学
- ⑳産業・組織心理学

(心理学関連科目)

- ㉑人体の構造と機能及び疾病
- ㉒精神疾患とその治療
- ㉓関係行政論

C. 実習演習科目

- ㉔心理演習
- ㉕心理実習(80 時間以上)

○大学院における必要な科目

A. 心理実践科目

- | | |
|----------------------|--------------------------------|
| ①保健医療分野に関する理論と支援の展開 | ⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開 |
| ②福祉分野に関する理論と支援の展開 | ⑥心理的アセスメントに関する理論と実践 |
| ③教育分野に関する理論と支援の展開 | ⑦心理支援に関する理論と実践 |
| ④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開 | ⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践 |
| | ⑨心の健康教育に関する理論と実践 |

B. 実習科目

- ⑩心理実践実習(450 時間以上)

※「A. 心理学基礎科目」、「B. 心理学発展科目」、「基礎心理学」、「実践心理学」、「心理学関連科目」の分類方法については、上記とは異なる分類の仕方もありうる。

○大学における必要な科目に含まれる事項

A. 心理学基礎科目

①「公認心理師の職責」に含まれる事項

1. 公認心理師の役割
2. 公認心理師の法的義務及び倫理
3. 心理に関する支援を要する者等の安全の確保
4. 情報の適切な取扱い
5. 保健医療、福祉、教育その他の分野における公認心理師の具体的な業務
6. 自己課題発見・解決能力
7. 生涯学習への準備
8. 多職種連携及び地域連携

②「心理学概論」に含まれる事項

1. 心理学の成り立ち
2. 人の心の基本的な仕組み及び働き

③「臨床心理学概論」に含まれる事項

1. 臨床心理学の成り立ち
2. 臨床心理学の代表的な理論

④「心理学研究法」に含まれる事項

1. 心理学における実証的研究法(量的研究及び質的研究)
2. データを用いた実証的な思考方法
3. 研究における倫理

⑤「心理学統計法」に含まれる事項

1. 心理学で用いられる統計手法
2. 統計に関する基礎的な知識

⑥「心理学実験」に含まれる事項

1. 実験の計画立案
2. 統計に関する基礎的な知識

B. 心理学発展科目

(基礎心理学)

⑦「知覚・認知心理学」に含まれる事項

1. 人の感覚・知覚等の機序及びその障害
2. 人の認知・思考等の機序及びその障害

⑧「学習・言語心理学」に含まれる事項

1. 人の行動が変化する過程
2. 言語の習得における機序

⑨「感情・人格心理学」に含まれる事項

1. 感情に関する理論及び感情喚起の機序
2. 感情が行動に及ぼす影響
3. 人格の概念及び形成過程
4. 人格の類型、特性等

⑩「神経・生理心理学」に含まれる事項

1. 脳神経系の構造及び機能
2. 記憶、感情等の生理学的反応の機序
3. 高次脳機能障害の概要

⑪「社会・集団・家族心理学」に含まれる事項

1. 対人関係並びに集団における人の意識及び行動についての心の過程
2. 人の態度及び行動
3. 家族、集団及び文化が個人に及ぼす影響

⑫「発達心理学」に含まれる事項

1. 認知機能の発達及び感情・社会性の発達
2. 自己と他者の関係の在り方と心理的発達
3. 誕生から死に至るまでの生涯における心身の発達
4. 発達障害等非定型発達についての基礎的な知識及び考え方
5. 高齢者の心理

⑬「障害者(児)心理学」に含まれる事項

1. 身体障害、知的障害及び精神障害の概要
2. 障害者(児)の心理社会的課題及び必要な支援

⑭「心理的アセスメント」に含まれる事項

1. 心理的アセスメントの目的及び倫理
2. 心理的アセスメントの観点及び展開
3. 心理的アセスメントの方法(観察、面接及び心理検査)
4. 適切な記録及び報告

⑮「心理学的支援法」に含まれる事項

1. 代表的な心理療法並びにカウンセリングの歴史、概念、意義、適応及び限界
2. 訪問による支援や地域支援の意義
3. 良好な人間関係を築くためのコミュニケーションの方法
4. プライバシーへの配慮
5. 心理に関する支援を要する者の関係者に対する支援
6. 心の健康教育

(実践心理学)

⑩「健康・医療心理学」に含まれる事項

1. ストレスと心身の疾病との関係
2. 医療現場における心理社会的課題及び必要な支援
3. 保健活動が行われている現場における心理社会的課題及び必要な支援
4. 災害時等に必要な心理に関する支援

⑪「福祉心理学」に含まれる事項

1. 福祉現場において生じる問題及びその背景
2. 福祉現場における心理社会的課題及び必要な支援
3. 虐待についての基本的知識

⑫「教育・学校心理学」に含まれる事項

1. 教育現場において生じる問題及びその背景
2. 教育現場における心理社会的課題及び必要な支援

⑬「司法・犯罪心理学」に含まれる事項

1. 犯罪・非行、犯罪被害及び家事事件についての基本的知識
2. 司法・犯罪分野における問題に対して必要な心理に関する支援

⑭「産業・組織心理学」に含まれる事項

1. 職場における問題(キャリア形成に関することを含む。)に対して必要な心理に関する支援
2. 組織における人の行動

⑮「人体の構造と機能及び疾病」に含まれる事項

1. 心身機能と身体構造及びさまざまな疾病や障害
2. がん、難病等の心理に関する支援が必要な主な疾病

⑯「精神疾患とその治療」に含まれる事項

1. 精神疾患総論(代表的な精神疾患についての成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援を含む。)
2. 向精神薬をはじめとする薬剤による心身の変化
3. 医療機関との連携

⑰「関係行政論」に含まれる事項

1. 保健医療分野に関係する法律、制度
2. 福祉分野に関係する法律、制度
3. 教育分野に関係する法律、制度
4. 司法・犯罪分野に関係する法律、制度
5. 産業・労働分野に関係する法律、制度

⑱「心理演習」に含まれる事項

知識及び技能の基本的な水準の修得を目的とし、次に掲げる事項について、具

体的な場面を想定した役割演技（ロールプレイング）を行い、事例検討で取り上げる。

- (ア) 心理に関する支援を要する者等に関する以下の知識及び技能の修得
(1)コミュニケーション、(2)心理検査、(3)心理面接、(4)地域支援 等
- (イ) 心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成
- (ウ) 心理に関する支援を要する者の現実生活を視野に入れたチームアプローチ
- (エ) 多職種連携及び地域連携
- (オ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解

②「心理実習」に含まれる事項

1. 実習生は、(※)に掲げる事項について、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5つの分野の施設において、見学等による実習を行いながら、当該施設の実習指導者又は教員による指導を受ける。
具体的な施設についてはP19「法第7条第1号及び第2号に規定する大学及び大学院における必要な科目のうち実習を行う施設の候補」のとおり。
ただし、経過措置として当分の間は、医療機関(病院又は診療所)での実習を必須とし、医療機関以外の施設での実習については適宜行う。
2. 実習を担当する教員は、実習生の実習状況について把握し、(※)に掲げる事項について基本的な水準の修得ができるように、実習生及び実習施設の指導者との連絡調整を密に行う。

- (※)(ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ
- (イ) 多職種連携及び地域連携
- (ウ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解

【大学における実習及び演習の指導体制について】

○実習及び演習を担当する教員の要件(以下のいずれも満たす者)

1. 公認心理師の資格を取得後5年以上公認心理師としての業務に従事した者
2. 所定の講習会を受講した者

ただし、経過措置として当分の間は、大学又は大学院において、教授、准教授、講師又は助教として3年以上心理分野の教育に従事した者も可とする。

○実習及び演習を担当する教員の配置人数

実習生 15 人につき教員 1 人以上

○学外の施設に所属する実習指導者の要件(以下のいずれも満たす者)

1. 公認心理師の資格を取得後5年以上公認心理師としての業務に従事した者
2. 所定の講習会を受講した者

ただし、経過措置として当分の間は、5年以上の経験を積んだ精神科医又は臨床心理技術者等(現に心理の支援に関する業務を5年以上行っている者を含む。)も可とする。

○学外の施設における実習指導者の配置人数

実習生 15 人につき実習指導者 1 人以上(実習の実施時)

ただし、当該施設に実習指導者がいない場合は、教員が実習施設に実習生と共に訪問し、実習生に指導を行うこと。

○大学院における必要な科目に含まれる事項

A. 心理実践科目

- ①「保健医療分野に関する理論と支援の展開」に含まれる事項
 1. 保健医療分野に関わる公認心理師の実践
- ②「福祉分野に関する理論と支援の展開」に含まれる事項
 1. 福祉分野に関わる公認心理師の実践
- ③「教育分野に関する理論と支援の展開」に含まれる事項
 1. 教育分野に関わる公認心理師の実践
- ④「司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開」に含まれる事項
 1. 司法・犯罪分野に関わる公認心理師の実践
- ⑤「産業・労働分野に関する理論と支援の展開」に含まれる事項
 1. 産業・労働分野に関わる公認心理師の実践
- ⑥「心理的アセスメントに関する理論と実践」に含まれる事項
 1. 公認心理師の実践における心理的アセスメントの意義
 2. 心理的アセスメントに関する理論と方法
 3. 心理に関する相談、助言、指導等への上記 1.及び 2.の応用
- ⑦「心理支援に関する理論と実践」に含まれる事項
 1. 力動論（※1）に基づく心理療法の理論と方法
 2. 行動論・認知論（※2）に基づく心理療法の理論と方法
 3. その他の心理療法の理論と方法
 4. 心理に関する相談、助言、指導等への上記 1.～3.の応用
 5. 心理に関する支援を要する者の特性や状況に応じた適切な支援方法の選択・調整
- ⑧「家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践」に含まれる事項
 1. 家族関係等集団の関係性に焦点を当てた心理支援の理論と方法
 2. 地域社会や集団・組織に働きかける心理学的援助に関する理論と方法
 3. 心理に関する相談、助言、指導等への上記 1.及び 2.の応用
- ⑨「心の健康教育に関する理論と実践」に含まれる事項
 1. 心の健康教育に関する理論
 2. 心の健康教育に関する実践

※1 力動論…無意識の心の動き、パーソナリティ、対人関係様式を考慮に入れた心理療法理論の総称

※2 行動論・認知論…行動や認知の変容に焦点を当てた心理療法理論の総称

B. 実習科目

⑩「心理実践実習」に含まれる事項

1. 実習生は、大学段階での実習を通じて得た公認心理師に必要な知識・技能の基礎的な理解の上に、(※)に掲げる事項について、見学だけでなく、心理に関する支援を要する者等に対して支援を実践しながら、実習施設の実習指導者による指導を受けること。実習施設の分野については保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野の施設のうち、3分野以上の施設において、実習を受けることが望ましい。ただし、医療機関(病院又は診療所)は必須とする。また、医療機関以外の施設においては、見学を中心とする実習も含む。具体的な施設についてはP19「法第7条第1号及び第2号に規定する大学及び大学院における必要な科目のうち実習を行う施設の候補」のとおり。
2. 担当ケースに関する実習の時間は 270 時間以上(うち、学外の施設での当該実習時間は 90 時間以上)とする。
3. 実習を担当する教員は、実習生の実習状況について把握し、(※)に掲げる事項について基本的な水準の修得ができるように、実習生及び実習施設の指導者との連絡調整を密に行う。
4. 大学又は大学院に設置されている心理相談室での実習も含む。

(※)(ア) 心理に関する支援を要する者等に関する以下の知識及び技能の修得

(1)コミュニケーション、(2)心理検査、(3)心理面接、(4)地域支援 等

(イ) 心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成

(ウ) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ

(エ) 多職種連携及び地域連携

(オ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解

【大学院における実習及び演習の指導体制について】

○ 実習及び演習を担当する教員の要件(以下のいずれも満たす者)

1. 公認心理師の資格を取得後5年以上公認心理師としての業務に従事した者
2. 所定の講習会を受講した者

ただし、経過措置として当分の間は、大学又は大学院において、教授、准教授、講師又は助教として3年以上心理分野の教育に従事した者も可とする。

○ 実習及び演習を担当する教員の配置人数

実習生5人につき教員1人以上

○ 学外の施設に所属する実習指導者の要件(以下のいずれも満たす者)

1. 公認心理師の資格を取得後5年以上公認心理師としての業務に従事した者
2. 所定の講習会を受講した者

ただし、経過措置として当分の間は、5年以上の経験を積んだ精神科医又は臨床心理技術者等(現に心理の支援に関する業務を5年以上行っている者を含む。)も可とする。

○ 学外の施設における実習指導者の配置人数

実習生5人につき実習指導者1人以上(実習の実施時)

法第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する大学及び大学院に
おける必要な科目のうち実習を行う施設の候補

1. 保健医療分野

- 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する病院及び診療所
- 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する介護療養型医療施設
- 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）に規定する保健所又は市町村保健センター
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する精神保健福祉センター
- 介護保険法に規定する介護老人保健施設
等

2. 福祉分野

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業及び特定相談支援事業を行う施設、基幹相談支援センター、障害者支援施設、地域活動支援センター並びに福祉ホーム
- 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業を行う施設、児童福祉施設並びに児童相談所
- 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に規定する地域型保育事業を行う施設
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に規定する認定こども園
- 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する救護施設又は更生施設
- 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する老人福祉施設
- 介護保険法に規定する地域包括支援センター
- 売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
- 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）に規定する発達障害者支援センター
- 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会
- 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に規定する知的障害者更生相談所

- ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号）に規定するホームレス自立支援事業を実施する施設
 - 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）に規定する子ども・若者総合相談センター
 - 厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）に規定する国立児童自立支援施設及び国立障害者リハビリテーションセンター
 - 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 等

3. 教育分野

- 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校
 - 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する教育委員会
- 等

4. 司法・犯罪分野

- 裁判所法（昭和 22 年法律第 59 号）に規定する裁判所
 - 法務省設置法（平成 11 年法律第 93 号）に規定する刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所並びに保護観察所
 - 更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）に規定する更生保護施設
- 等

5. 産業・労働分野

- 組織内健康管理センター・相談室
 - 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター
- 等

〔５〕法第７条第２号に係る実務経験について

法では、大学卒業後、文部科学省令・厚生労働省令で定めた施設において、同省令で定めた期間以上、法第２条第１号から第３号までに掲げる行為を業として行った者に受験資格を与えることとしている。

実務経験の期間を定めるに当たっては、法附則第３条の規定により、法第７条第２号に掲げる者が同条第１号に掲げる者と同等以上に心理学その他の科目に関する専門的な知識及び技能を有することとなるようにすることが必要である。

１．施設について

基本的には大学院における実習施設として定める施設に準ずる（実習指導者の資格を有する者が１人以上勤務していること。）こと。当該施設において、３．のプログラムにのっとって業務が実施されていること。

２．期間について

１．の施設において２年以上

３．プログラムについて

プログラム（法第２条第１号から第３号までに掲げる行為の業務の実施に関する計画）は、法第７条第１号の者と同等以上に心理学等に関する専門的な知識及び技能を習得できる内容となるよう一定の基準を満たすこと。なお、プログラムの審査及び認定については、当分の間、文部科学省・厚生労働省にて行う。

（プログラムの基準の概要）

- ①目標 プログラムの目標が、公認心理師のカリキュラムの到達目標を達成できるように定められていること
- ②指導者 心理に関する業務を行っている者（実習指導者の資格を有する者）が指導に当たること
- ③内容 以下につき具体的な内容が明記されていること
 - ・ 自施設における業務内容（多職種との連携を含む）
 - ・ 心理に関する支援を要する者等に対する面接等の実施時間及び回数（720 時間以上かつ 240 回以上。集団を対象とした支援を実施する場合を含む。当該面接等については前後に指導者から指導を受けることも含む。このうち 270 時間以内を、心理学等に関する専門的な知識の習得を目的として、大学院の科目に相当する講義の受講等により代替することは可能。）
 - ・ 3 例以上のケースを担当すること
 - ・ 他分野の見学・研修の内容（保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の 5 分野のうち、主として業務を行っている分野以外の 2 分野 60 時間以上が望ましい。）
 - ・ 指導体制と指導スケジュール
 - ・ プログラムの期間
 - ・ 到達目標の管理方法
 - ・ プログラムを適用する者の受入可能定員
- ④期間 プログラムの期間については、面接等の実施時間及び回数を踏まえると、標準的には 3 年間でプログラムを終えることが想定される

〔6〕受験資格の特例において規定する科目について

1. 受験資格の特例の概要

○ 法附則第2条において、公認心理師の受験資格の特例について定めている。

○ 法附則第2条第1項に定める者（特例として受験資格が認められる者）は以下のとおり。

- ① 施行日前に大学院の課程を修了した者であって、当該大学院において必要な科目として省令で定めるものを修めたもの（第1号）
- ② 施行日前に大学院に入学した者であって、施行日以後に必要な科目として省令で定めるものを修めて当該大学院の課程を修了したもの（第2号）
- ③ 施行日前に大学に入学し、かつ、必要な科目として省令で定めるものを修めて卒業した者であって、施行日以後に大学院において法第7条第1号の省令で定める科目を修めてその課程を修了したもの（第3号）
- ④ 施行日前に大学に入学し、かつ、必要な科目として省令で定めるものを修めて卒業した者であって、法第7条第2号の省令で定める施設において同号の省令で定める期間以上法第2条第1号から第3号までの業務に従事したもの（第4号）

○ 法附則第2条第2項に規定するもの（いわゆる現任者の実務経験）については、P27「法附則第2条第2項に定める者（いわゆる現任者）について」のとおりとする。

2. 法附則第2条第1項の省令で定める科目について

○ 法附則第2条第1項第1号及び第2号の省令で定める科目（大学院で修める科目）及び法第2条第3号及び第4号の省令で定める科目（大学で修める科目）について、以下のとおりそれぞれ整理した。

- ① 法附則第2条第1項第1号及び第2号の省令で定める科目（大学院で修める科目）については、原則として、法第7条第1号の省令で定める公認心理師となるために必要な科目（大学院で修める科目）と同一であることが望ましいが、現在の大学院の心理学研究科等で

実施されているカリキュラムの実態を踏まえるとともに、既存の心理専門職及びそれらの資格の関係者がこれまで培ってきた社会的な信用と実績を尊重し、下記の場合に受験資格の特例を認める。

- ・ 法第7条第1号の省令で定める10科目を、その類似性から3つに分類し、それぞれについて定めた科目（合計6科目以上相当）を修めている場合に、法附則第2条第1項第1号又は同項第2号に該当するものとする。（詳細はP25「受験資格の特例について①」参照）

- ② 法附則第2条第1項第3号及び第4号までの省令で定める科目（大学で修める科目）については、原則として、法第7条第1号及び第2号の省令で定める公認心理師となるために必要な科目（大学で修める科目）と同一であることが望ましいが、現在の大学の心理学部等で実施されているカリキュラムの実態や、大学卒業後には、大学院において法第7条第1号で定める科目を修めてその課程を修了すること、又は、法第7条第2号に基づき実務経験を行う必要があることを踏まえ、併せて既存の心理専門職及びそれらの資格の関係者がこれまで培ってきた社会的な信用と実績を尊重し、以下の場合に受験資格の特例を認める。

- ・ 法第7条第1号及び第2号の省令で定める25科目のうち、その一部を除いた23科目を、その類似性から5つに分類し、それぞれについて定めた科目（合計12科目以上相当）を修めている場合に、法附則第2条第1項第3号又は同項第4号に該当するものとする。（詳細はP26「受験資格の特例について②」参照）

（参考）公認心理師法附則第2条第1項

次の各号のいずれかに該当する者は、第7条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

- 1 法の施行の日（以下「施行日」という。）前に大学院の課程を修了した者であって、当該大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目（以下「必要な科目」という。）として文部科学省令・厚生労働省令（以下「省令」という。）で定めるものを修めたもの
- 2 施行日前に大学院に入学した者であって、施行日以後に必要な科目として省令で定めるものを修めて当該大学院の課程を修了したもの
- 3 施行日前に大学に入学し、かつ、必要な科目として省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして省令で定める者であって、施行日以後に大学院において法第7条第1号の省令で定める科目を修めてその課程を修了したもの

- 4 施行日前に大学に入学し、かつ、必要な科目として省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして省令で定める者であつて、法第7条第2号の省令で定める施設において同号の省令で定める期間以上法第2条第1号から第3号までの業務に従事したもの

公認心理師法附則第2条第2項

この法律の施行の際現に第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っている者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であつて、次の各号のいずれにも該当するに至ったものは、この法律の施行後5年間は、第7条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

- 1 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者
- 2 文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、第2条第1号から第3号までに掲げる行為を5年以上業として行った者

受験資格の特例について①

(法附則第2条第1項第1号及び同項第2号の省令で定める大学院における科目)

法第7条第1号の省令で定める科目

I	①保健医療分野に関する理論と支援の展開
	②福祉分野に関する理論と支援の展開
	③教育分野に関する理論と支援の展開
	④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
	⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開
II	⑥心理的アセスメントに関する理論と実践
	⑦心理支援に関する理論と実践
	⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
	⑨心の健康教育に関する理論と実践
III	⑩心理実践実習（450時間以上）

法施行日前に大学院の課程を修了した場合
又は法施行日前に大学院に入学している場合

①から⑩までの科目をその類似性からⅠ～Ⅲの3つに分類し、それぞれについて定めた科目(合計6科目以上相当)を修めている場合に、法附則第2条第1項第1号又は同項第2号に該当するものとする。

- Ⅰ(①～⑤): 主な職域における、心理に関する相談、助言、指導その他の援助に関する科目
→ ①を含む3科目以上相当を修める
- Ⅱ(⑥～⑨): 心理状態の観察及び分析並びに心理に関する相談、助言、指導その他の援助等についての理論に関する科目
→ ⑥～⑨のうち2科目以上に相当する科目を修める
- Ⅲ(⑩): 実習科目
→ 相当する科目を修める(時間は問わない)

法第7条第1号の省令で定める科目と対応する科目の例

法第7条第1号の省令で定める科目

対応する科目の例

(主に臨床心理士指定大学院※における科目)

①保健医療分野に関する理論と支援の展開	⇔	精神医学特論、心身医学特論、精神薬理学特論、神経生理学特論 等
②福祉分野に関する理論と支援の展開	⇔	老年心理学特論、障害者(児)心理学特論、発達心理学特論 等
③教育分野に関する理論と支援の展開	⇔	教育心理学特論、学校臨床心理学特論、特別支援教育、教授・学校心理学 等
④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	⇔	犯罪心理学特論 等
⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開	⇔	人間関係学特論 等
⑥心理的アセスメントに関する理論と実践	⇔	臨床心理面接特論、臨床心理査定演習、投影法特論 等
⑦心理支援に関する理論と実践	⇔	心理療法特論 等
⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	⇔	グループ・アプローチ特論、臨床心理地域援助特論、家族心理学特論 等
⑨心の健康教育に関する理論と実践	⇔	健康教育論 等
⑩心理実践実習（450時間以上）	⇔	臨床心理基礎実習、臨床心理実習 等

※公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が臨床心理士養成のための教育課程として指定する大学院。
指定には一定の要件(教員組織、カリキュラム、臨床心理実習施設など)を備えていることが求められる。

受験資格の特例について②

（法附則第2条第1項第3号及び同項第4号の省令で定める大学における科目）

法第7条第1号及び第2号の省令で定める科目

法施行日前に大学に入学した場合

I	①公認心理師の職責
	②心理学概論
	③臨床心理学概論
	④心理学研究法
	⑤心理学統計法
	⑥心理学実験
II	⑦知覚・認知心理学
	⑧学習・言語心理学
	⑨感情・人格心理学
	⑩神経・生理心理学
	⑪社会・集団・家族心理学
	⑫発達心理学
	⑬障害者（児）心理学
III	⑭心理的アセスメント
	⑮心理学的支援法
IV	⑯健康・医療心理学
	⑰福祉心理学
	⑱教育・学校心理学
	⑲司法・犯罪心理学
	⑳産業・組織心理学
V	㉑人体の構造と機能及び疾病
	㉒精神疾患とその治療
	㉓関係行政論
III	㉔心理演習
	㉕心理実習（80時間以上）

①と㉓を除いた23科目をその類似性からⅠ～Ⅴの5つに分類し、それぞれについて定めた科目（合計12科目以上相当）を修めている場合に、法附則第2条第1項第3号又は同項第4号に該当するものとする。

※①及び㉓は、公認心理師特有の科目と考えられ、法施行日において、相当する科目を開講している大学は少ないと想定されるため、修める必要のある科目としない。

- Ⅰ（②～⑥）：心理学基礎科目
→ 3科目以上相当を修める
- Ⅱ（⑦～⑬）：心理学の基本的理論に関する科目
→ 4科目以上相当を修める
- Ⅲ（⑭、⑮、㉔及び㉕）：心理状態の観察及び分析並びに心理に関する相談、助言、指導その他の援助等についての基本的理論及び実践に関する科目
→ 2科目以上相当を修める（ただし㉕については時間を問わない）
- Ⅳ（⑯～㉒）：主な職域における心理学に関する科目
→ 2科目以上相当を修める（ただし、⑯を心理学関連科目（Ⅴ）として修める場合、主な職域における心理学に関する科目（Ⅳ）として⑰～㉒から2科目以上相当を修める）
- Ⅴ（㉑、㉒）：心理学関連科目
→ ㉑又は㉒に相当する科目を修める（⑯に相当する科目を修めた場合も可）

〔7〕法附則第2条第2項に定める者（いわゆる現任者）について

1. 省令で定める施設について

大学院における実習施設として定める施設に準ずる。なお、大学院における実習施設については、当該施設における指導担当者等の要件も定めるものとして整理しているが、指導担当者等の要件は定めないこととする。

実習施設に含まれない一部の施設（私設の心理相談室等）については、業として行った行為の内容や勤務の状態が客観的に分かる場合において省令で定める施設として取り扱うこととする。

2. 期間について（5年の換算方法）

法附則において、法第2条第1号から第3号までに定める行為を業として行っていた期間が5年以上である者に受験資格の特例を認めることとしている。

原則として、雇用契約に基づく契約期間を業務に従事した期間とする。いわゆる現任者については、雇用形態が非常勤である者や兼業をしている者が一定数いると考えられるが、雇用の実情を踏まえ、例えば常態として週1日以上勤務であった期間について法第2条第1号から第3号までに定める行為を業として行っていた期間として認めることとする。

3. 受験資格の特例に係る手続き等について

受験資格の特例の申請に当たっては、当該行為を業として行っていることについて、証明権限を有する施設の代表者による証明書の提出を求めることとする。

私設の心理相談室等について、その業態や業として行っている事実を証明する際に、例えば、登記簿謄本等、客観的に業務をしていることが分かるものを併せて提出することを求めることとする。

4. 当該行為を業として行わなくなってから一定以上の期間が経過している者の取扱いについて

法律上、法が施行される際現に業務を行っている必要がある。なお、言語聴覚士の場合、「その他その者に準ずるもの」として、施行日において当該業務を休止し、又は廃止した日から起算して5年を経過しない者にも受験資格の特例を認めていたことを踏まえ、同様の取扱いとする（期間の考え方はP29「法附則第2条第2項に定める者（いわゆる現任者）の期間の考え方について」参照）。

5. いわゆる現任者の講習会について

法律上、いわゆる現任者については、文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した講習会（以下「講習会」という。）の課程を修了することが受験資格の特例として認められる要件となっている。なお、いわゆる現任者は一定の知識及び技能を有していると推定されるが、その知識及び技能の水準の均一化を図るため、講習会の内容は必要な水準を満たすための補完的なものとする。

（講習会の内容）

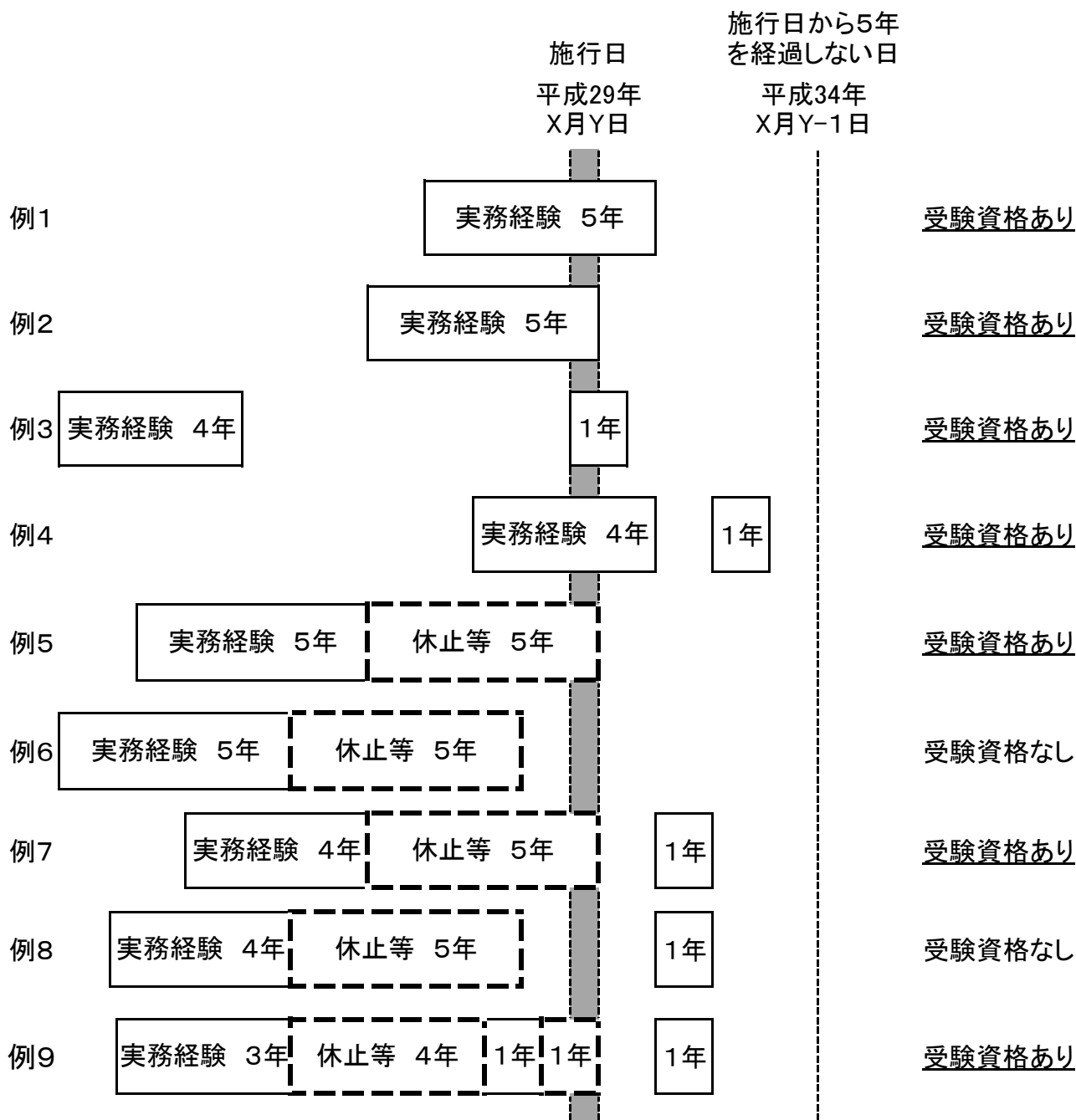
時間 30 時間程度

内容 以下の項目を含む講習とする。

- ①公認心理師の職責に関する事項
- ②公認心理師が活躍すると考えられる主な分野（保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働分野）に関する法規や制度
- ③精神医学を含む医学に関する知識

法附則第2条第2項に定める者(いわゆる現任者)の期間の考え方について

法附則第2条第2項に定める「その他その者に準ずるもの」として、施行日において当該業務を休止し、又は廃止した日から起算して5年を経過しない者にも受験資格の特例を認める場合の例である。



例1～4は法の施行の際現に業を行っている者。

例5、7及び9は、施行日において当該業務を休止等した日から起算し、5年を経過しない者として受験資格の特例を認める。

〔 8 〕 公認心理師試験について

1. 出題範囲

出題範囲として詳細な科目は定めず、「公認心理師として具有すべき知識及び技能」について出題する。

医師国家試験の出題基準^(※1)及びブループリント^(※2)に相当するものを作成し、出題に際して準拠する基準とする。

法附則第2条第2項に定める者（いわゆる現任者）について、同条第3項において科目の一部を免除することができる」と規定されているが、出題範囲として詳細な科目を定めないこととするため、科目の一部免除も行わないこととする。

※1 出題基準…国家試験の「妥当な範囲」と「適切なレベル」を項目によって整理したもの。

※2 ブループリント…出題基準の各項目（章、大項目等）の出題割合を示したもの。

2. 試験の実施方法等

全問マークシート方式とし、1日間で実施可能な範囲（実施時間として合計300分程度を上限）で150～200問程度を出題する。また、試験問題のうち、ケース問題を可能な限り多く出題する。なお、試験の実施時間は、1問当たり1分（ケース問題については同3分）を目安とする。公認心理師としての基本的姿勢を含めた基本的能力を主題とする問題と、それ以外の問題を設ける。

障害のある受験者については、回答方法等、受験上の配慮をする。

3. 合格基準

全体の正答率は60%程度以上を基準とする。基本的能力を主題とする問題の正答率は、試験の実施状況を踏まえ、将来的に基準となる正答率を定める。

4. 試験実施時期

- ・第1回は平成30年12月までに実施する。
- ・第2回以降の試験実施時期は今後検討する。（試験は年に1回の実施とする。）

ただし、いわゆる現任者の受験資格が認められるのは法の施行後5年間であることに留意する。

〔 9 〕 公認心理師法における「その他その者に準ずるもの」について

「その他その者に準ずるもの」の対象	根拠条文
大学において必要な科目を修めて卒業し、かつ、大学院において必要な科目を修めてその課程を修了した者	法第7条第1号
大学において必要な科目を修めて卒業した者	法第7条第2号
法施行日前に大学に入学し、かつ、必要な科目を修めて卒業した者	法附則第2条第1項第3号及び第4号
法施行の際現に法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っている者	法附則第2条第2項



「その他その者に準ずるもの」の規定
○大学において法第7条第1号に規定する大学における必要な科目を修めて、飛び入学制度(学校教育法第102条第2項)により大学院への入学を認められた者であり、かつ、大学院において同号に規定する大学院における必要な科目を修めてその課程を修了した者 ○専修学校の専門課程(修業年限4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するもの(学校教育法施行規則第155条第1項第5号)以下「専門学校」という。)において法第7条第1号に規定する大学における必要な科目を修めて卒業した者であり、かつ、大学院において同号に規定する大学院における必要な科目を修めてその課程を修了した者
○大学において法第7条第2号に規定する大学における必要な科目を修めて、飛び入学制度により大学院への入学を認められた者 ○専門学校において法第7条第2号に規定する大学における必要な科目を修めて卒業した者
○法施行日前に大学に入学し、法附則第2条第1項第3号及び第4号に規定する大学における必要な科目を修めて、飛び入学制度により大学院への入学を認められた者 ○法施行日前に専門学校に入学し、法附則第2条第1項第3号及び第4号に規定する大学における必要な科目を修めて卒業した者
○法第2条第1号から第3号までに規定する行為を業として行っていた者であつて、法施行日において当該業務を休止し、又は廃止した日から起算して5年を経過しないもの

公認心理師カリキュラム等検討会

<検討経緯>

平成 28 年

- 9 月 20 日 第 1 回公認心理師カリキュラム等検討会
- 10 月 4 日 第 2 回公認心理師カリキュラム等検討会
- 11 月 4 日 第 1 回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム（以下「WT」という。）
- 11 月 16 日 第 2 回WT（関係者・有識者からヒアリング）
（関係者・有識者）臨床心理職国家資格推進連絡協議会
医療心理師国家資格制度推進協議会
一般社団法人日本心理学諸学会連合
日本学術会議
臨床心理分野専門職大学院協議会
公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会
川畑直人WT 構成員
- 12 月 9 日 第 3 回WT
- 12 月 22 日 第 4 回WT

平成 29 年

- 1 月 12 日 第 5 回WT
- 2 月 22 日 第 6 回WT
- 3 月 9 日 第 7 回WT
- 3 月 30 日 第 8 回WT（素案とりまとめ）
- 4 月 13 日 第 3 回公認心理師カリキュラム等検討会
- 5 月 10 日 第 4 回公認心理師カリキュラム等検討会
- 5 月 31 日 第 5 回公認心理師カリキュラム等検討会（報告書とりまとめ）

公認心理師法概要

一 目的

公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

二 定義

「公認心理師」とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ② 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

三 試験

公認心理師として必要な知識及び技能について、主務大臣が公認心理師試験を実施する。受験資格は、以下の者に付与する。

- ① 大学において主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、かつ、大学院において主務大臣指定の心理学等の科目を修めてその課程を修了した者等
- ② 大学で主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、卒業後一定期間の実務経験を積んだ者等
- ③ 主務大臣が①及び②に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

四 義務

- 1 信用失墜行為の禁止
- 2 秘密保持義務（違反者には罰則）
- 3 公認心理師は、業務を行うに当たっては、医師、教員その他の関係者との連携を保たねばならず、心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治医があるときは、その指示を受けなければならない。

五 名称使用制限

公認心理師でない者は、公認心理師の名称又は心理師という文字を用いた名称を使用してはならない。（違反者には罰則）

六 主務大臣

文部科学大臣及び厚生労働大臣

七 施行期日

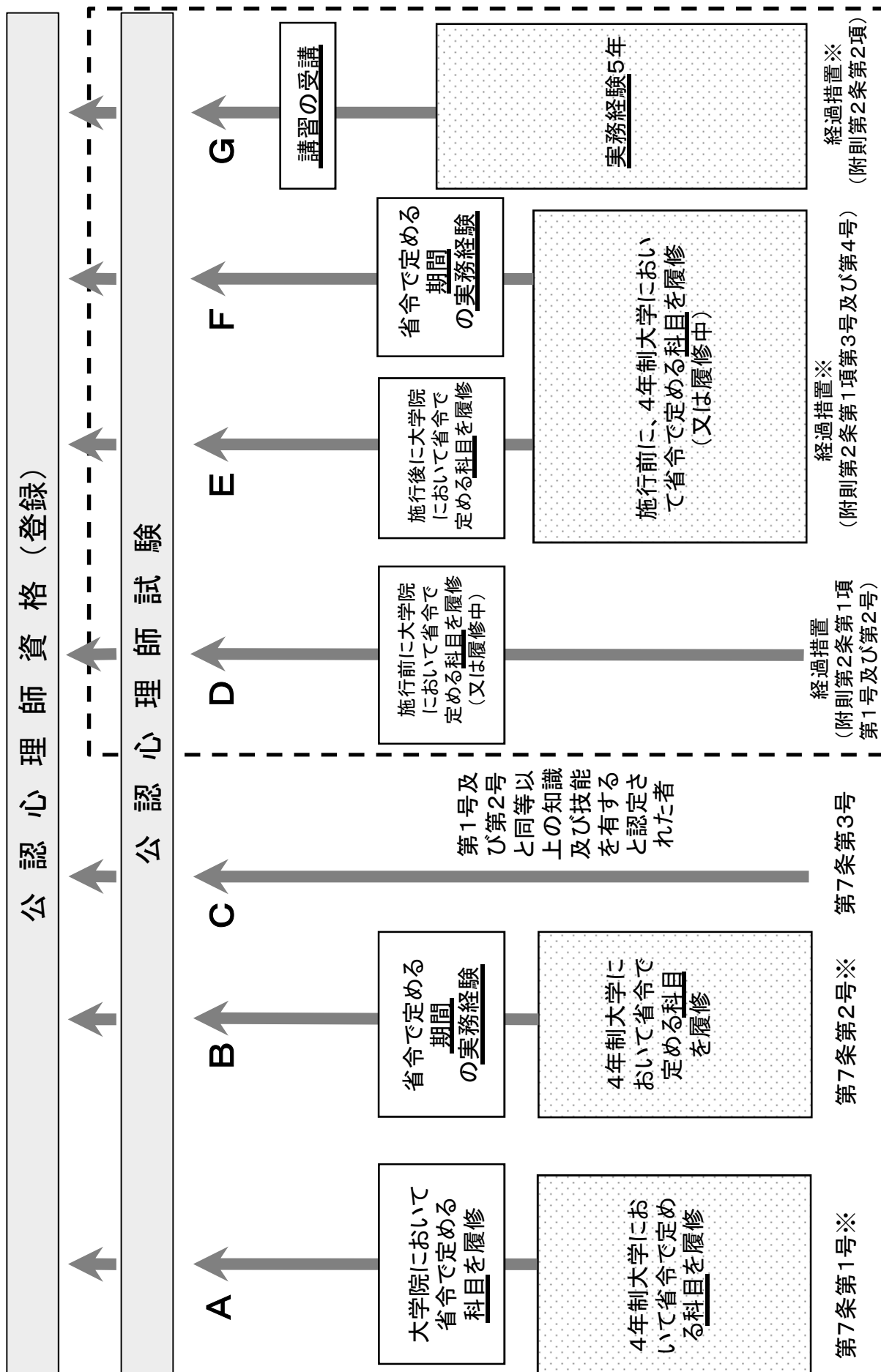
一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

八 経過措置

既存の心理職資格者等に係る受験資格等について、所要の経過措置を設ける。

公認心理師の資格取得方法について

参考 3



注) 下線部は省令委任事項。
※該当条文に基づく受験資格取得者に「準ずるもの」を省令で定めることとされている。

公認心理師カリキュラム等検討会開催要綱

1. 趣旨

「公認心理師カリキュラム等検討会（以下「検討会」という。）」は、公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）に規定する公認心理師となるために必要な科目、国家試験の科目、現任者の受ける講習会の内容等について検討を行うものとする。

2. 検討事項

検討会における検討内容は、次のとおりとする。

- （１）公認心理師のカリキュラムに関する基本的な考え方
- （２）公認心理師のカリキュラム
- （３）実習・演習、大学卒業後の実務経験
- （４）国家試験
- （５）現任者講習会科目と時間数
- （６）公認心理師試験受験資格
- （７）その他必要な事項

3. 構成等

- （１）検討会は、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が招集する。検討会の構成員は、上記検討事項に関連する学識経験者等で構成する。
- （２）構成員は、別添のとおりとする。
- （３）座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。
- （４）検討会は原則として公開とする。ただし、特定の者の利益又は不利益をもたらし、又は公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、座長の決するところにより、非公開とすることができる。
- （５）その他、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定める。
- （６）検討会は、必要に応じてワーキングチームを置くことができる。

4. その他

検討会の事務局は、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課の協力を得て、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室が行うこととする。

公認心理師カリキュラム等検討会構成員名簿

(50 音順、敬称略)

氏名	所属・役職
石隈 利紀	一般社団法人日本スクールカウンセリング推進協議会 副理事長
大野 博之	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会 常務理事
釜范 敏	公益社団法人日本医師会 常任理事
川畑 直人	日本臨床心理士養成大学院協議会 会長
北村 聖	国際医療福祉大学医学部 医学部長・教授
栗林 正巳	日産自動車株式会社人事本部人財開発／HR プロセス マネジメント部安全健康管理室
子安 増生	一般社団法人日本心理学諸学会連合 理事長
佐藤 忠彦	社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会桜ヶ丘記念病院 理事長
角田 亮	さいたま保護観察所 企画調整課長
鉄島 清毅	東京少年鑑別所 首席専門官
林 道彦	公益社団法人日本精神科病院協会 常務理事
笛木 啓介	大田区立大森第三中学校 校長
村瀬 嘉代子	一般社団法人日本臨床心理士会 会長
山中 ともえ	東京都調布市立飛田給小学校 校長
米山 明	一般社団法人全国児童発達支援協議会 副会長
渡邊 直	千葉県市川児童相談所 所長

○ 座長

公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム開催要綱

1. 趣旨

公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）に規定する公認心理師となるために必要な科目、国家試験の科目、現任者の受ける講習会の内容等について検討を行うため、「公認心理師カリキュラム等検討会」（以下「検討会」という。）が開催されている。

公認心理師となるために必要な科目等を決定するに当たり、専門的な議論を行う場として検討会の下にワーキングチーム（以下「WT」という。）を開催し、具体的な検討を行うものとする。

2. 検討事項

WT における検討内容は、次のとおりとする。

- （１）公認心理師のカリキュラム
- （２）大学卒業後の実務経験の範囲（実施する施設及び期間）
- （３）現任者の範囲（実施する施設等）
- （４）国家試験（試験科目等）
- （５）現任者の講習会の内容と時間数
- （６）その他必要な事項

3. 構成等

- （１）WT は、検討会座長が招集する。WT の構成員は、上記検討事項に関連する学識経験者等で構成し、別添のとおりとする。
- （２）WT に WT 座長を置くものとし、WT 座長は検討会座長が務めるものとする。
- （３）WT 座長に事故があるときは、WT 座長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。
- （４）WT は原則として公開とする。ただし、特定の者の利益又は不利益をもたらし、又は公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、WT 座長の決するところにより、非公開とすることができる。
- （５）その他、WT の運営に関し必要な事項は WT 座長が定める。

4. その他

WT の事務局は、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課の協力を得て、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室が行うものとする。

平成 29 年 3 月 30 日現在

公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム構成員名簿
(50 音順、敬称略)

○

氏 名	所属・役職
奥村 茉莉子	臨床心理職国家資格推進連絡協議会 事務局長
川畑 直人	日本臨床心理士養成大学院協議会 会長
北村 聖	国際医療福祉大学大学院 教授
黒木 俊秀	国立大学法人九州大学大学院人間環境学研究院 教授
沢宮 容子	一般社団法人日本心理学諸学会連合 理事
田崎 博一	一般財団法人愛成会弘前愛成会病院 院長
丹野 義彦	日本学術会議 第一部会員
中嶋 義文	社会福祉法人三井記念病院 精神科部長
中根 隆弘	埼玉県教育局南部教育事務所 指導主事
増沢 高	子どもの虹情報研修センター研修部 部長
増田 健太郎	臨床心理分野専門職大学院協議会 会長
宮脇 稔	全国保健・医療・福祉心理職能協会 会長
吉川 眞理	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会 評議員

○ 座長